

第 9 手数料関係

1 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用

種 別	取 扱 区 分	手 数
		通 常 の 場 合
		額
動物の死体		1 個につき 6,500 円
し尿	第 26 条第 1 項第 4 号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	便器 1 基につき 3,000 円
動物の死体 及びし尿以 外の一般廃 棄物	(1) 第 26 条第 1 項第 3 号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	1 キログラムにつき 26 円
	(2) 第 26 条第 1 項第 5 号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	事業系一般廃棄物の性状、 排出方法を勘案して市長 がその都度定める額
	(3) 家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合並びに排出者が市長が指定する横浜市の施設に搬入した当該粗大ごみを横浜市が処分する場合	1 キログラムにつき 26 円を 基準として品目別に規則で 定める額。ただし、適正処 理困難物については、第 44 条第 3 項の規定に基づき規 則で定める額を加算する。
	(1) 市長が指定する横浜市の施設に搬入された一般廃棄物を横浜市が処分する場合	1 キログラムにつき 13 円
	(2) 前号の場合において、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるとき	1 立方メートルにつき 3,250 円
産業廃棄物	(1) 南本牧廃棄物最終処分場以外の横浜市の施設で処分する産業廃棄物	1 キログラムにつき 13 円
	(2) 前号の産業廃棄物のうち、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるもの	1 立方メートルにつき 3,250 円
	(1) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する政令第 6 条第 1 項第 3 号イに掲げる産業廃棄物又は建設工事に伴い発生する土砂を主成分とする汚泥	1 キログラムにつき 13 円
	(2) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する産業廃棄物のうち、前号の産業廃棄物以外のもの	1 キログラムにつき 15 円 50 銭

(平成17年4月1日現在)

料 及 び 費 用		徴 収 方 法
特 別 に 加 算 す る 場 合		
基 準	額	
		その都度徴収する。
		収集し、運搬し、及び処分する前に、納付書(第50号様式)または納入通知書により徴収する。
処理が通常の方法により難しい場合	5割相当額	(1) 2か月を1期とし、納入通知書により徴収する。 (3) 収集し、運搬し、及び処分する前に、納付書(第50号様式)により徴収する。
		その都度徴収する。
処分が通常の方法により難しい場合	5割相当額	その都度徴収する。

2 ごみ処理手数料の推移

区分 施行年月	単 位	ごみ処理手数料	備 考
昭和 26.9	2 斗 入 (4.5kg)	5 円	昭和 26. 8 市じん芥条例の制定
29.10	"	5 円	昭和 29.10 清掃法施行に伴う市条例の制定
33.12	5 キログラム	5 円	昭和 33.10 計量法改正に伴う改正
37. 4	1 キログラム	70 銭	昭和 37. 4 市清掃条例等改正(但し一般家庭は無料)
40. 8	"	1 円	昭和 40. 8 市清掃規則の一部改正
41. 4	"	2 円	昭和 41. 4 市清掃条例、規則の一部改正
47. 2	"	〔処分地搬入 1 円 50 銭 工場搬入 2 円〕 6 円	昭和 46.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の制定
49. 4	"	〔処分地搬入 2 円 工場搬入 3 円〕 7 円	昭和 49. 2 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
51. 4	"	(施設搬入 3 円 50 銭) 11 円	昭和 50.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和 51. 1 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
53. 4	"	(施設搬入 5 円) 15 円	昭和 52.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
59. 2	"	(施設搬入 6 円) 17 円	昭和 58.10 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和 58.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
平成 5. 4	"	(施設搬入 9 円 50 銭) 26 円	平成 4. 9 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の制定
9. 1	"	粗大ごみ 1 和ガラムにつき 26 円を基準として規則で定める	平成 8. 3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の一部改正
13. 4	"	(施設搬入 13 円)	平成 12.12 " 平成 13. 3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 規則の一部改正

3 動物死体処理手数料の推移

区分 施行年月	単 位	動物死体処理手数料	備 考
昭和 26.9	1個につき	200円	昭和29.10 清掃法 昭和30.1 業者委託
41.4	"	400円	昭和41.4 市清掃条例、規則の一部改正
47.2	"	500円	昭和46.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の制定
51.4	"	1,200円	昭和50.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和51.1 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
52.4	"	1,500円	昭和52.2 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
53.4	"	2,000円	昭和52.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
59.2	"	2,500円	昭和58.10 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和58.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
平成 5.4	"	3,000円	平成4.9 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の制定
13.4	"	4,500円	平成12.12 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の一部改正 平成13.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 規則の一部改正
17.4	"	6,500円	平成17.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の一部改正

